

## ＜廃業届を必要とする場合＞

次の各号に該当するときは、廃業届の提出が必要となります。

1. 建築士事務所の種別を変更するとき  
例（１）一級建築士事務所から二級建築士事務所への登録変更
2. 事務所の開設者を個人から法人に、あるいは法人から個人に変更するとき
3. 開設者（個人）の死亡、破産、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき
4. 開設者（法人）の破産、合併、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき

### ○廃業届の要領

建築士事務所廃業届（様式４）に建築士事務所登録通知書及び登録申請書副本を添えて下記により提出をする。

### 記

廃業理由	提出者	提出期日	提出先
①建築士事務所の種別を変更するとき等 ②建築士事務所の開設者を個人から法人に変更するとき等 ③個人事務所の開設者が変更になるとき	開 設 者	新規の事務所登録申請書を提出するとき	（一社） 熊本県建築士事務所協会持参又は郵送
④開設者が事務所を閉鎖したとき	開設者であった者	事務所を閉鎖した日から、30日以内	
⑤開設者が死亡したとき	相 続 人		
⑥開設者が破産したとき	破 産 管 財 人		
⑦法人が合併により解散したとき	法人の役員であった者		
⑧法人が破産、又は合併以外の事由により解散したとき	精 算 人		

( ) 建築士事務所廃業届

下記建築士事務所は、( ) のため廃業しましたので、  
関係書類を添え建築士法第 23 条の 7 の規定に基づき届けます。

令和 年 月 日

指定事務所登録機関

一般社団法人 熊本県建築士事務所協会会長 様

届出者

住所 〒

氏名

(名称及び代表者名)

1. 登録年月日	令和 年 月 日
2. 登録番号	第 号
3. 建築士事務所の名称	
4. 建築士事務所の所在地	
5. 開設者氏名 (名称及び代表者名)	
受付印	備考 ※添付書類 ①建築士事務所登録通知書 ②登録申請書副本

※廃業する前までの建築士事務所業務報告書 (23 条の 6) は提出が必要となります。